

葉山町ごみ処理基本計画の見直し

1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく現在の「葉山町ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）」は、平成29年度から令和8年度までの10年を計画期間として平成29年3月に策定しました。

平成31年3月、今後の施設整備に対して国の交付金を受けるため策定した「逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画」へ位置付けた生ごみ資源化処理施設の施設整備について本計画に盛り込む見直しを実施しました。

今回の見直しは、計画期間や基本方針・理念の基本的事項については、そのまま継承し、ごみ処理広域連携の進展により、ごみの減量化・資源化、安定処理の確保の観点から広域連携の取組みとして実施する生ごみ資源化処理を令和7年3月から開始するため、「葉山町生ごみ資源化処理に関する制度設計」を策定することに伴い本計画に生ごみ資源化処理を位置付ける見直しをするものです。

2 主な見直し内容

(1) 基本的な事項（計画期間、基本方針・理念）

現計画を継承し、中間年度の令和4年度を基準とし現状数値データを更新し、クリーンセンター再整備事業の進展による施設整備スケジュール等を計画に反映させています。

(2) ごみ量の推計

令和3年度から実施している生ごみ分別収集実証実験の結果を参考に、家庭から排出される生ごみ分別率を80%と想定して、令和3年度までの実績のごみ量から推計し直しました。

(3) 目標値（令和8年度目標）

項目	見直し前	見直し後
焼却率	50%以下	35%以下

3 パブリックコメントの実施期間

令和6年6月17日（月）から7月16日（火）まで